

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）【概要】**1 改正の趣旨**

国民健康保険税の税率等の改定を行うため、また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援金の課税について規定するため、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容**○第 2 条（課税額）**

子ども・子育て支援納付金課税額（以下「子ども支援分」とする。）の課税方式を規定するものです。

○第 3 条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）**○第 5 条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）****○第 5 条の 2（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）****○第 6 条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）****○第 7 条の 2（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）****○第 7 条の 3（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）****○第 8 条（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）****○第 9 条の 2（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）****○第 9 条の 4（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）****○第 9 条の 5（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）****○第 9 条の 6（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額）****○第 9 条の 7（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）**

国民健康保険税の税率を次の表のとおり定めるものです。

<国民健康保険税の税率> (第3条～第9条の7関係)

		所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割	特定世帯	特定継続世帯
医療分	現行	7.13%	30,500円		18,400円	9,200円	13,800円
	改定後	7.73%	33,500円		21,500円	10,750円	16,125円
後期支援分	現行	2.66%	11,500円		6,600円	3,300円	4,950円
	改定後	2.74%	11,600円		7,400円	3,700円	5,550円
介護分	現行	2.31%	11,800円		6,000円		
	改定後	2.41%	12,100円		6,000円		
子ども支援分	新設	0.29%	1,200円	100円	800円	400円	600円

○第23条(国民健康保険税の減額)

第1項の改正

所得基準による国民健康保険税の軽減額を次の表のとおり定めるものとす。

<所得基準による国民健康保険税の軽減額> (第23条第1項関係)

			均等割	18歳以上均等割	平等割	特定世帯	特定継続世帯
7割軽減世帯	医療分	現行	21,350円		12,880円	6,440円	9,660円
		改定後	23,450円		15,050円	7,525円	11,288円
	後期支援分	現行	8,050円		4,620円	2,310円	3,465円
		改定後	8,120円		5,180円	2,590円	3,885円
	介護分	現行	8,260円		4,200円		
		改定後	8,470円		4,200円		
	子ども支援分	新設	840円	70円	560円	280円	420円
	5割軽減世帯	医療分	現行	15,250円		9,200円	4,600円
改定後			16,750円	10,750円		5,375円	8,063円
後期支援分		現行	5,750円		3,300円	1,650円	2,475円
		改定後	5,800円		3,700円	1,850円	2,775円
介護分		現行	5,900円		3,000円		
		改定後	6,050円		3,000円		
子ども支援分		新設	600円	50円	400円	200円	300円
2割軽減世帯		医療分	現行	6,100円		3,680円	1,840円
	改定後		6,700円	4,300円		2,150円	3,225円
	後期支援分	現行	2,300円		1,320円	660円	990円
		改定後	2,320円		1,480円	740円	1,110円
	介護分	現行	2,360円		1,200円		
		改定後	2,420円		1,200円		
	子ども支援分	新設	240円	20円	160円	80円	120円

第2項の改正

未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額を次の表のとおり定めるものです。

＜未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額＞（第23条第2項関係）

		7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
医療分	現行	4,575円	7,625円	12,200円	15,250円
	改定後	5,025円	8,375円	13,400円	16,750円
後期支援分	現行	1,725円	2,875円	4,600円	5,750円
	改定後	1,740円	2,900円	4,640円	5,800円
子ども支援分	新設	180円	300円	480円	600円

第3項の改正

出産被保険者に係る産前産後期間の子ども支援分の所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の免除について規定するものです。

第4項の追加

18歳未満被保険者に係る子ども支援分の被保険者均等割額の軽減について規定するものです。

- 附則第7項（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第8項（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第10項（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第11項（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第12項（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第13項（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第14項（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第15項（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第16項（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
 - 附則第17項（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
- 子ども支援分の課税開始に伴い、規定を整理するものです。

3 施行期日等

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の国民健康保険税から適用します。